

松江市告示第 250 号

松江市^{もり}森林づくり活動支援事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 260 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である _____ 事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である <u>事務又は</u> 事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
略		略	
<p>補助金の交付対象である _____ 事業の内容</p>	<p>次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合又は営利を目的とする場合を除く。</p> <p>(1) 森林の整備及び保全に関する事業</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 作業道、登山道及び遊</p>	<p>補助金の交付対象である <u>事務又は</u> 事業の内容</p>	<p>次に掲げる事業とする。ただし、当該事業について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合又は営利を目的とする場合を除く。</p> <p>(1) 森林の整備及び保全に関する事業</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 作業道、登山道及び遊</p>

	歩道の開設、 <u>改良又は維持・保全</u> (2) 略
補助金の交付対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、経費の合計額が7万5,000円以上となる場合に限り、補助金を <u>交付する</u> 。
略	
終期	<u>令和5年3月31日</u>
補助事業者の範囲	補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する森林づくり及び林業の普及啓発活動に取り組む自治会、地区連合会、特定非営利活動法人、企業、公民館、学校、PTA等の複数人で構成する団体とする。 (1) 略 (2) <u>補助事業</u> の完了時に市税を滞納していないこと。

	歩道の開設 <u>又は改良</u> (2) 略
補助金の交付対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、経費の合計額が7万5,000円に <u>満たない場合は</u> 、補助金を <u>交付しない</u> 。
略	
終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業者の範囲	補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する森林づくり及び林業の普及啓発活動に取り組む自治会、地区連合会、特定非営利活動法人、企業、公民館、学校、PTA等の複数人で構成する団体とする。 (1) 略 (2) <u>補助対象となる事業</u> の完了時に市税を滞納していないこと。

(交付の申請)

第3条 補助事業者のうち課税事業者については、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合

計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施場所の位置図

(2) 事業内容の説明補足資料

(実績報告)

第4条 前条第1項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを減額して報告しなければならない。

2 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施写真

(2) 領収書その他支出が確認できる書類の写し

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告)

第5条 第3条第1項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告の後において消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、補助

金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第6条 略

第3条 略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。